

○「(仮称)立川市交通結節推進協議会」の概要

(1) 目的

立川駅及びその周辺部を対象とした利用者の利便性向上のため、平成 29 年度に立川ターミナル連絡会を設置し、「立川ターミナル基本ルール(案)(平成 30 年 3 月)」を策定した。平成 30 年度は、本基本ルールをもとに「TOKYO2020」に向けた具体的な整備について協議する体制の構築及び検討を目的とする。

(2) 構成

立川ターミナル内の整備の検討組織として、市及び各事業者への補助が可能な都市・地域交通戦略推進事業補助金の活用を踏まえ、交付条件となる法定協議会*である「立川市交通結節推進協議会」を設置する。

委員については、継続した協議が必要なことから昨年度の検討主体であった「立川ターミナル連絡会」の委員に加えて、協議会設置に必要な組織・団体等から推薦された下記の関係者で構成した。

《委員構成》※委員 21 名

分類		所属等
学識経験者		日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授
		日本大学 理工学部 交通システム工学科 助教
公共交通事業者等	鉄道関係	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社
		多摩都市モノレール株式会社
	バス関係	東京バス協会
		立川バス株式会社
		西武バス株式会社
タクシー関連	京王電鉄バス株式会社	
道路管理者		一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
公安委員会	警察関係	東京都建設局 北多摩北部建設事務所
立川警察署		
地域公共交通利用者		立川市自治会連合会
		立川市老人クラブ連合会
		立川市社会福祉協議会
		NPO法人 自立生活センター・立川
地区関係者		立川商工会議所
		立川観光協会
行政関係者	国	国土交通省関東地方整備局
	東京都	国土交通省関東運輸局東京運輸支局
東京都都市整備局		
地方公共団体	立川市	立川市 まちづくり部
事務局		立川市 まちづくり部 交通対策課

*「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条」に基づき設置される協議会

○「立川ターミナル」の対象範囲

JR立川駅、多摩モノレール立川北駅、立川南駅から南北のバスのりば、タクシーのりばを結ぶ経路及び利用者動線を中心となっているペDESTリアンデッキを含む範囲を主対象とする。

また、東京 2020 大会までの期間を勘案し、交通結節点を中心としたエリアを優先的な整備を目指す範囲とする。また、今年度の作成予定の立川ターミナル整備計画(案)第 1 期においては、「優先整備範囲」を対象に検討を進める。

